

高槻市地域生活支援事業所等に関する基準

第一 総則

第二 移動支援事業

第三 日中一時支援事業

第四 地域活動支援センター

第五 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

第一 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条及び高槻市地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月29日制定)第3条の規定に基づき実施する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター及び在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業を実施する事業所の人員及び設備等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二 移動支援事業

(基本方針)

第2条 移動支援事業は、外出時における移動の介護を適切に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第3条 移動支援の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤非常勤を問わず5人以上とする。

(従業者の資格要件)

第4条 移動支援の事業を行う者は、移動支援事業の提供にあたっては、別表の障害種別ごとに従事できる有資格者を派遣しなければならない。

(その他の基準)

第5条 前3条に定めるほか、移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準については、高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例(以下「市基準条例」という。)で定める指定居宅介護に係る基準(契約支給量の報告、利用者負担額に係る管理、居宅介護計画の作成、指定居宅介護の具体的方針のうち居宅介護計画に基づく規定及び介護等の総合的な支援を除く。)の例によ

る。この場合においては、「介護給付」を「地域生活支援事業」、「法第10条第1項」を「高槻市地域生活支援事業所指導実施要綱」と読み替えるものとする。

第三 日中一時支援事業

(基本方針)

第6条 日中一時支援事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

(設備基準)

第7条 日中一時支援事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) デイルーム 日中を過ごす場所として十分な広さがあり、日中は当該事業用として使用するものでなければならない。ただし、支障がなければ、他事業との兼用でも差し支えない。
- (2) 食堂 支障がなければ、デイルームとの兼用でも差し支えない。
- (3) 洗面所
- (4) トイレ
- (5) 静養室 併設等の事業所であれば兼用で差し支えない。また、支障がなければ、パーテーションなどを使用して区切ることで差し支えない。

(その他の基準)

第8条 前2条に定めるほか、日中一時支援事業に関する基準については、日中一時支援事業のサービスを提供する時間帯において、市基準条例で定める指定短期入所に係る基準（利用者負担額に係る管理、サービス提供に関する事項のうち、入浴、清しき及び食事の提供義務に係る部分を除く。）の例による。この場合においては、「介護給付」を「地域生活支援事業」、「法第10条第1項」を「高槻市地域生活支援事業所指導実施要綱」と読み替えるものとする。

第四 地域活動支援センター

(基本方針)

第9条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第10条 地域活動支援センターの事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、Ⅰ型は常勤2人以上、Ⅱ型は常勤1人以上、Ⅲ型は常勤1人以上とする。

(地域活動支援センターの種類)

第11条 地域活動支援センターの種類は次のとおりとする。

(1) Ⅰ型

ア 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進をはかるための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを条件とする。

イ 利用定員については、1日あたり20名以上とする。

(2) Ⅱ型

ア 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

イ 利用定員については、1日あたり15名以上とする。

(3) Ⅲ型

ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所等）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

ウ 利用定員については、1日あたり5名以上とする。

第五 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

(基本方針)

第12条 在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴事業」という。）は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

(人員及び設備基準)

第13条 訪問入浴事業の人員、設備及び運営に関する基準については、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の規定による指定訪問入浴事業所に係る基準の例による。

別表（第4条関係）

資 格		障 害 種 別				
		視 覚	全身性	両上肢	知 的	精 神
介護福祉士登録者		×	○	○	○	○
保健師・看護師		×	○	○	○	○
介護福祉士実務者研修修了者		×	○	○	○	○
介護員養成研修	介護職員初任者研修修了者	×	○	○	○	○
	介護職員基礎研修修了者	×	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修1級課程修了者	×	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修2級課程修了者	×	×	○	○	○
居宅介護従業者養成	居宅介護職員初任者研修修了者	×	○	○	○	○
	障がい者（児）ホームヘルパー養成研修1級課程修了者	×	○	○	○	○
	障がい者（児）ホームヘルパー養成研修2級課程修了者	×	×	○	○	○
ガイドヘルパー養成研修	視覚課程修了者	○	×	×	×	×
	全身性（車いす）課程修了者	×	○	×	×	×
	知的課程修了者	×	×	×	○	×
	精神課程修了者	×	×	×	×	○
重度訪問介護従業者養成研修修了者		×	○	×	×	×
日常生活支援従業者養成研修修了者		×	○	×	×	×
行動援護従業者養成研修修了者		×	×	×	○	○
強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）修了者		×	×	×	○	○
同行援護従業者養成研修修了者		○	×	×	×	×

備考

- 1 日常生活支援従業者養成研修とは、障害者自立支援法施行以前の制度において実施された研修
- 2 平成14年度以前のガイドヘルパー研修修了証及び平成15年度及び平成16年度に知事名もしくは、高槻市長名で交付された居宅介護従事者資格証明書（各課程）については、各々証明書で示されている研修課程を修了したものとみなしており、サービス提供に従事することは可能とする。ただし、その後国が示した養成研修の時間数を満たしていないため、現在行われている正規の研修の受講を勧奨する。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。